

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （徴収規定）	
要望項目名	戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号。以下「法」という。）に基づく戦没者等の妻に対する特別給付金（以下「特別給付金」という。）は、戦没者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うために支給している（10年償還の記名国債により交付。）。 ・ 特例措置の内容 現行の特別給付金国債が令和5年10月に最終償還を迎えることから、令和5年度以降も特別給付金の支給を行えるよう法改正を行う予定であるが、従来の特別給付金制度においてとられていた <ol style="list-style-type: none"> ① 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課さない措置 ② 特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置 ③ 特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置を存続することについて、要望する。 	
（関係条文）	<p>○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）</p> <p>（差押えの禁止）</p> <p>第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。</p> <p>（非課税）</p> <p>第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。</p> <p>2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。</p>	
減収見込額	[初年度] - (▲61) [平年度] - (▲61) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 特別給付金は、先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛みがある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために、戦没者等の妻に支給するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特別給付金については昭和38年度から継続して支給されており、戦没者等の妻の精神的痛苦はこれまでと変わるところがなく、それに対して国として特別の慰藉を行う必要性には変わりがないことから、令和5年度以降も支給を継続する必要がある。</p> <p>また、法第9条及び第10条において、特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。これは、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、戦没者等の妻に対して慰藉を行うという特別給付金の目的を果たすためのものである。</p> <p>非課税措置及び差押禁止措置を廃止すると、特別給付金に係る課税・差押えにより、支給対象者が法定額の満額受給出来なくなり、特別給付金の目的を果たすことが出来ない。</p> <p>したがって、施策並びに非課税措置及び差押禁止措置の存続が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと 施策目標 3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
	政策の達成目標	戦没者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	戦没者等の妻に対して、特別給付金を支給することにより、国として特別の慰藉を行うという目標が達成されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	今回発行する特別給付金国債の推計件数は約 5.5 千件。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別給付金の支給により、戦没者等の妻に対し、特別の慰藉を行うという政策目標の達成に必要であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特別給付金に関する所得税・印紙税の非課税措置及び差押禁止措置について要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 5 年度概算要求額 59 百万円 (特別給付金の支給事務費)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、当該特別給付金の支給に要するものであり、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置を講じ、特別給付金の法定額の満額を引き続き支給することは、戦没者等の妻に対して国として引き続き慰藉を行うという特別給付金の目的を達成することにつながる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>前回法改正（平成 25 年）以降の特別給付金に係る国債の発行件数は約 4.8 万件。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特別給付金にかかる非課税措置等は、制度創設当初（昭和 38 年）より講じられてきている。 ※ 直近は平成 25 年度に要望。</p>